平成２２年（フ）第４６９号
愛知県犬山市大字塔野地字長見24番地　１棟108
債務者　横田　尚美
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５３４号
愛知県知立市谷田町本林３丁目11番地８　サントヴィラ東刈谷２Ｃ号
債務者　江川　徳治
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７２８号
愛知県豊田市松平志賀町四反田21番地12　コーポなかよし202号、旧住所愛知県豊田市幸穂台４丁目２番地１
債務者　水野　直人
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７５６号
愛知県豊田市美里２丁目15番地15
債務者　谷口　生子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７６０号
愛知県岡崎市美合町字中新田72番地３　マンションシーダーⅠ―302、旧住所愛知県豊田市栄町１丁目36番地　グランデール栄Ａ―301号
債務者　阿部　清幸
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８２２号
京都府向日市物集女町御所海道19―１　安田マンション202、住民票上の住所京都府向日市物集女町北ノ口51番地の３
債務者　金澤　翔太
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３２号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　向島団地６―３棟609号
債務者　徳永　絹代
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８５６号
京都市伏見区淀生津町97番地１　ケイコン社宅108
債務者　坂田　忠寛
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６５号
京都市西京区大枝北沓掛町１丁目５番地３　サンシティ桂坂ロイヤル参番館116号
債務者　幡　　尚美
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３９７号
堺市堺区大浜中町３丁14番５号
債務者　辻本　克也
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４６０号
大阪府藤井寺市藤ヶ丘４丁目１番32号
債務者　吉田　養子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４６９号
大阪府藤井寺市小山７丁目1247番11号、住民票上の住所大阪府八尾市太田新町９丁目87番地の13
債務者　小杉　勝美
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４７０号
大阪府藤井寺市小山７丁目1247番11号、住民票上の住所大阪府八尾市太田新町９丁目87番地の13
債務者　小杉　幸恵
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４８１号
堺市北区常磐町３丁７番地７　エスポワール北花田205号
債務者　辻　　徳幸
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５１０号
堺市堺区翁橋町１丁10番17号　302号室、住民票上の住所大阪府泉佐野市高松南３丁目２番25号
債務者　大窪　健太
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５１２号
大阪府富田林市藤沢台１丁目２番114号
債務者　栗山　幸三
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係